又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出物価高対策としての現金給付に対する政府見解に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員中谷一馬提出保育所等における医療的ケア児の支援のための看護師配置等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員水沼秀幸提出持続可能な病院経営に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出シルバー人材センターのインボイス対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阪口**直**人提出子育て版ケアマネジャー導入に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出海上保安庁の離職者増加に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出リチウムイオン電池等の使用後の処理に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員井坂信彦提出漢方・生薬の薬価の見直しに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉川里奈提出外免切替制度をめぐる安全対策と加害者責任の追及に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員吉川里奈提出宇久島における風力発電計画と環境影響評価制度に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員**八**幡愛提出首相官邸の人事構成における民間人材の比率と役割に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員**八**幡愛提出生成ＡＩで作成される商標の取扱い等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員山崎誠提出バイオマス発電における輸入木質燃料の持続可能性確認に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員佐々木ナオミ提出高等学校段階におけるインクルーシブ教育等に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する第三回質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出攻撃用無人機への対処に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出民泊制度の見直しに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出在留資格「経営・管理」の悪用防止に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出先発医薬品と後発医薬品の薬価逆転及び薬剤費逆転に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員松原仁提出経営・管理の在留資格に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員緒方林太郎提出保険適用薬のあり方に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出外国人による自国外送金アプリの利用と日本国内における不可視経済圏の形成に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出いわゆるステルス値上げの実態把握及び制度的対応に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員杉村慎治提出中古品取引の未計上がＧＤＰ統計の精度および政策判断に与える影響に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員竹上裕子提出ハーバード大学の外国人留学生を我が国の大学等へ受け入れることに係る疑問に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿部知子提出「公園まちづくり計画」に基づく、新秩父宮ラグビー場整備、運営事業における権利返還に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員城井崇提出羽田空港ビル利益供与問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員阿久津幸彦提出マンション大規模修繕工事に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

又同日内閣から衆議院議員櫻井周提出税収の上振れに関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、令和七年六月二十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。